

議会運営委員会行政視察報告書

1 実施日

令和 6 年 1 月 20 日(月)～1 月 21 日(火)

2 視察地

神奈川県秦野市(20 日)、埼玉県川越市(21 日)

3 視察項目

- ・ 秦野市 通年会期制について
- ・ 川越市 ハラスメント条例について

4 出席者 議会運営委員会(6 人)

【委員長】藤川貴雄

【副委員長】豊島保夫

【委員】後藤徹、南谷清司、栗津明、安井智子

5 視察先概要

・ 秦野市(20 日)

人口 159,646 人 世帯数 75,389 世帯 面積 103.76 m²

視察日：1 月 20 日 午後 01 時 30 分～(1 時間 30 分)

視察地：秦野市役所 担当：議会事務局

・ 川越市(21 日)

人口 353,183 人 世帯数 165,838 世帯 面積 109.13 m²

視察日：1 月 21 日 午前 10 時 00 分～(1 時間 30 分)

視察地：川越市役所 担当：議会事務局

秦野市視察内容（通年会期制について）

(1) 視察の内容

【秦野市議会での導入の背景・経緯】

秦野市議会では、議会活性化特別委員会にて、通年会期制の議論が進められてきた。

令和2年には、コロナ禍で議員の意識にも変化があり、

① 議会の政策立案機能強化 ② 機動性強化

を目指して、通年会期制の導入に向けた動きが加速した。

【秦野市議会での導入に向けた取組】

通年会期制の導入に向けては、まず検討すべきことを整理し、下記のプロセスを経て、令和4年1月より通年会期制が導入された。

① 導入にともなう執行部への影響に関する協議

② 市民への周知方法に関する協議

③ 議会運営委員会小委員会の設置

④ 関係条例等の本会議上程・議決

併せて次の6つの条例を新設・改廃した。

① 議会の会期等に関する条例（新設）

② 秦野市会議基本条例（①の制定案に附則として定め、一部改正）

③ 秦野市議会定例会条例（廃止 集約し①を新設）

④ 秦野市議会定例会条例施行規則（廃止 集約し①を新設）

⑤ 秦野市議会会議規則（一部改正 執行部の意見を踏まえ追加）

⑥ 議会の委任による市長の専決処分について（一部改正 執行部の意見を踏まえ、追加）

【その他の説明内容の抜粋】

- ・導入のメリットは政策提言力の向上で、課題は議会費増、事務局職員の負担増、一事不再議の原則や市長専決基準の整理の必要性がある。
- ・定例会月議会という名称で、従来と同様の形で開催されている。

(2)各委員の考察

【通年会期制の意義と課題】

- ・市民から議会は何をしているか分からないとの声がある中で、原則専決処分がなくなるため、委員会等で十分な審議ができる。
- ・常時稼働する議会を支えるための、オンライン会議を可能にする環境の整備や柔軟な議会活動が課題。
- ・通年議会により、議員の活動量が増えることが考えられるので、議員の働き方改革が課題。
- ・通年会期制の下で行われていることのほとんどを羽島市議会でも行っている。議会としての政策提言は実施していないが、理念的な提言ではなく具体的な施策となると、手法や財源、優先順位などもあり、議会が一致して提言することには困難さが予想される。
- ・従来の定例会に加えて、月に一度3日間程度、執行部の出席を求めない本会議を開き、その都度の課題について審議することはあり得る。

【市議会がすぐ取り組むべきこと】

- ・議員と事務局職員向けに通年会期制の意義や運用方法に関する研修を行い、知識を得るべき。

【市議会が将来的に取り組むべき事業とその課題】

- ・執行部のチェック機関として、通年開催は今後、必要となってくるが、議員が予定を立てにくくなる点が課題である。
- ・市民参加型議会の促進（市民協議会やタウンミーティング）の導入と充実。

(3) 市議会への提言

- ・専決処分がなくなることが導入のメリットと考えていたが、秦野市では専決処分が残っていた。導入のメリットよりデメリットが大きいと感じたため、導入は段階的かつ慎重に進めるべき。
- ・導入する場合は、条例改正の必要性など、影響が及ぶ範囲を整理すべき。
- ・常任委員会の活動活性化が大きなメリットだったが、羽島市議会では活動計画を作成し、活性化に向けて取り組んでいるところである。まずは、市民が納得する充実した報告書の作成を重視すべき。

(4) 秦野市での視察の様子



川越市視察内容（ハラスメント条例について）

(1) 視察の内容

【川越市議会で条例制定に至った背景・経緯】

平成30年9月、市職員から「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する厳重注意及び再発防止」についての申し入れがなされたことを受け、ハラスメント条例の議論が始まった。

会派代表者会議にて対応を協議した結果、事実関係を確認するための調査を行うことと、第三者委員会を設置することが決定し、その後10月から11月の約2か月間にわたって計16回の第三者委員会が開催された。第三者委員会では、訴えのあった19件のうち5件をハラスメントとして認定し、その結果が議長に報告された。

【川越市議会での条例制定に向けた取組】

この事件を受けて、議会では倫理条例の策定に向けた協議が始まり、まずはハラスメントに特化した条例が必要であったことから、平成31年3月に「川越市議会ハラスメント根絶条例」が制定された。

この条例の特徴は、下記の通り。

- ・対象を議員と職員に特化している（第1条）
- ・研修会の開催を義務付けている（第4条）
- ・ハラスメントの事実が確認された場合は、
当該議員の氏名等の公表を義務付けている（第6条）
- ・施行後3年以内の検討等を規定している（附則）

【その他の説明内容の抜粋】

- ・全国で2番目に条例が制定された。
- ・該当職員が弁護士とともに記者会見を行ったが、その前に職場で相談していたのに対応が十分ではなかったことが要因であった。
- ・本事案後、職員へのアンケート実施や、セクハラ防止条例を制定して研修などを実施している。

（２）各委員の考察

【市がすぐ取り組むべき事業とその課題】

- ・ハラスメントに関する相談窓口の明確化とその周知。
- ・職員がハラスメントを受け、通報した際に、個人名が分からないような通報制度の導入。
- ・ハラスメント研修の実施と防止策の共有。

【市議会がすぐ取り組むべき事業とその課題】

- ・議員によるハラスメント事件はないと思われるが、ハラスメント事例の勉強会や専門家を招いた研修を定期的を実施して、ハラスメントに関する知識を得ることが必要である。
- ・議員や議会事務局職員を対象とした、議会活動中にハラスメント事案が発生した場合の対応方法を協議し、明文化して市民へ公表すべき。

【市が将来的に取り組むべき事業、現状の問題点と取り組む際の課題】

- ・日ごろの研修と、公益通報制度の活用、周知を図るべき。
- ・職員組合制度を導入すべき。
- ・「ハラスメント防止条例」の制定とその周知。カスタマーハラスメントの防止につながる条例とすると良い。
- ・独立した第三者機関の設置の検討。（透明性や信頼性が課題）
- ・執行部や議会に限定せず、市の業務を受注している事業者など、様々な立場の人のハラスメント事案に統一的に対応できる、包括的な条例の制定が必要である。その際、ハラスメント事案についても、処分に至る明確な手続きを規定すべきである。（現状の市の通報制度等では、対象が法律違反に限定され、倫理面の相談は対象となっていないと見受けられるため。）

(3)市及び市議会への提言

【市への提言】

- ・ハラスメント事案の発生を予防するための研修会を実施すること。
- ・職員へのアンケートや聞き取りによる実態把握を行うこと。
- ・議会が条例を制定する場合、執行部側も足並みを揃えた条例制定を行うこと。
- ・ハラスメント事案への対応は早期発見・早期対応が極めて重要なため、それが可能な人事管理や組織運営上の仕組みを、職員のボトムアップによる構築。その際、ハラスメント事案への対応は学校のいじめ問題への対応と似ているため、教育現場の対応についても学ぶとよい。

【市議会への提言】

- ・ハラスメント条例制定に向けて、具体的な条例の整備を進めること。

(4)川越市での視察の様子

